

議案第 8 号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号に次のように加える。

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が 1 級の者（65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。）

第 4 条の 2 中「重度心身障害者等並びに母子家庭の母子及び父子家庭の父子以外の小児であり、9 歳」を「15 歳」に、「15 歳」を「18 歳」に、「もの」を「小児」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市は、対象者が 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるときは、前条第 2 項第 2 号の規定により医療福祉費から控除した額を対象者

の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。

第5条第1項第2号中「小児にあつては、出生の日並びに1歳の誕生日」を「小児（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）にあつては、15歳の誕生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条の2及び第5条第1項第2号の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。